



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	儒教主義・文明史・愛国：明治十年代における教育の中の〈歴史〉
Author(s)	吉岡, 亮
Citation	国語国文研究, 127, 48-64
Issue Date	2004-07-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93657
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_127-48-64.pdf



儒教主義・文明史・愛国

——明治十年代における教育の中の〈歴史〉——

吉 岡 亮

序

本論は、明治十年代半ばの小学校の歴史教育に関する議論をとりあげ、それを同時代の複数の文脈コンテクストとの関係性において検討すること、当時の〈歴史〉の問題系を明らかにすることを目的としている。

明治前半期は、国家を支えるシステムとしての教育が整備途上にあった時期であり、文教政策・学校運営・教育課程といった教育制度の面と共に、各教科で何を目的とし、どの範囲まで、どのように教えるかといった教育内容の面でも試行錯誤が繰り返されていた。

その中で、教育制度・教育内容の両方に関する議論のあり方に、儒教主義の言説と文明史の言説が大きな影響を与えていたことについては、すでに多くの指摘がある。ただ、そうした問題を扱っている先行研究の大部分は、儒教主義の言説か文明史の言説のどちらか一方の影響にアクセントを置くもので、両方の言説を同時に見渡して、

それらが相互にどのような関係性を有していたのかを検討したものは少ない。また、歴史教育という個別的な領域で、右の二つの言説が具体的にどのような姿をとることになっていったのかを分析したものも、先行研究にはほとんど存在しない。本論は、儒教主義の言説と文明史の言説を再検討しながら、小学校の歴史教育に関する議論の中に流れ込んでいる様々な文脈を解きほぐしていくことで、先行研究において見落とされてきた事柄を浮上させると共に、そこからうかがえる〈歴史〉の問題系のあり方を明らかにすることを目的とするものである。

以上の目的のもと、第Ⅰ節では、明治初年～十年代の教育政策全般を概括した上で、明治十年代において、教科としての歴史がどのように位置づけられていたのかを確認する。第Ⅱ・Ⅲ節では、教科としての歴史に関連する文脈を検討する。第Ⅱ節では儒教主義の言説を、第Ⅲ節では文明史の言説をとりあげ、それぞれの言説がどのような特徴を持っていたのか、また、それらが相互にどのような関

係性を有していたのか、そして、それらが教科としての歴史に関する議論とどのような形で関連していたのかを分析していく。

I

明治初年から明治十年代半ばまでの教育政策は、明治五年の「学制」、明治十二年の「教育令」、そして、明治十三年の「改正教育令」という三度の政令公布の度にその方針が大きく変わった。以下では、主に文部省編『学制百年史』¹⁾の記述を借りながら、教育政策の基本的な方針と小学校に関する規定の概要をまとめた上で、教科としての歴史の問題を考えていくことにしたい。

学制下では、欧米の教育制度を模範とした「中央集権的」「画一主義的学事奨励」策がとられ、学制発布の翌月に公布された「小学教則」では、当時、一般の読み物として流通していた、欧米の近代文化を紹介した啓蒙書・翻訳書が教科書の基準として示された。明治十二年の教育令は、文部大輔田中不二麻呂が中心となって起草したもので、全国画一的な学制を改めて、教育を地方の管理に委ねる、「住民・教員の教育自治による教育の自律主義」²⁾を方針としていた。その方針に基づいて、小学校の設置・運営の権限の地方への委譲、就学義務の緩和などの改革が行われた。しかし、そうした政策によって、学制実施によって積み重ねられた成果が一挙に崩壊するかと憂慮される状況も現われ、各地に教育の衰退や混乱が起り、教育令に対する批判が高まった。それを受けて、「文部省が地方の教育を統轄する文教政策」に転換する方針を示したのが改正教育令で、小学

校の設置・運営や就学義務に関する規定の強化などをその主な内容としていた。そして、改正教育令に基づいて、初等教育の編成とその内容を規定した「小学校教則綱領」(以下では教則綱領と略す)が明治十四年五月に公布された。教則綱領は、各府県で小学校教則を定める際の基準を示したもので、小学校の課程を初等(三年)・中等(三年)・高等(二年)の三等とし、各課程で教えるべき教科やその教授要旨・教授時数などのアウトラインを記していた。明治五年の小学教則とは異なり、教則綱領は具体的な教科書名を指示しなかったため、「教則綱領後の教科書は教則綱領に示された教授要旨に従い、学年別に示された内容と程度に基づいて編集されることとなった」。それまでのように一般の読み物を流用するのではなく、児童用に編集された教科書が作られるようになったのである。

ところで、教則綱領で「歴史」の教授要旨は以下のように規定されていた。

歴史ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ日本歴史中ニ就テ建国ノ体制、神武天皇ノ即位、仁徳天皇ノ勤儉、延喜天曆ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ兩立、徳川氏ノ治績、王政復古等緊要ノ事實其他古今人物ノ賢否、風俗ノ変更等ノ大要ヲ授クヘシ凡歴史ヲ授クルニハ務テ生徒ヲシテ沿革ノ原因結果ヲ了解セシメ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス³⁾

教則綱領以前は、歴史は日本史と外国史を並べて、第一学年である第一級から「読物」「問答」といった教科の中で授ける方針がとら

れていた。それに対して、教則綱領は、歴史を独立した教科とし、小学校では日本史だけ、それも中等科でその教授を行うこととしたのである。

また、教則綱領は、こうした教科としての歴史のあり方を規定するものであると同時に、日本史の教材の形式の変更を指示するものでもあった。海後宗臣が指摘するように、教則綱領以前の歴史教科書の多くは、文部省が明治五年に出版した『史略』や明治八年に出版した『日本略史』を基準として、「天皇歴代の項目の下において史実を記述」する、編年体の「天皇歴史代史」の形式をとっていた。それに対して、教則綱領は、それまでの天皇歴史代史の形式から離れて、各時代の主要な出来事を題目として掲げ、各出来事ごとに原因・経過・結果を一括して記す「紀事本末体」に改める方針を明らかにしたものであったのである。ただ、教則綱領に準拠して新しい形式を採用した大槻文彦『正日本小史』（明治十五年）などの少数の例外を除いて、明治二十年頃までに出版された教科書の大部分は、旧教科書を踏襲して天皇歴史代史の形式をとっていた。

こうした中、先に引用した教則綱領の文言を受けて、三宅米吉は明治十六・十七年に「小学歴史科二関スル一考案」⁽⁵⁾と題する論考を発表した。三宅は小学校での歴史教育の目的は、単に過去の「重要な事蹟」の「知識」を与えることだけではなく、「徳性を涵養し智力を啓発するの功用をなさしむる」ことにあるとして、以下のように述べている。

まず、三宅は、智力の啓発は「判断、比較、想像の三力を練習」することで達せられると主張する。判断力は、歴史上の「事蹟の原

因結果などの關係」を教授することで、生徒に「原因、結果、手段、目的等の干係」や「事蹟にあづかる人の智慧」「手段策略の適否」などを考察させることで養われる。また、「歴代の沿革を以て一々之を現在の世態に照らし以て其異同を明かに」するように指導を行えば、生徒は「現在の有様と過去の有様」の異同を認識し、比較力を身につけることができる。そして、歴史上の事蹟を十分に理解するためには、「恰も躬自ら其世にありて其人と交り其言を聞き其行を見るが如く為さ」なくてはならない。ゆえに、歴史を学ぶことで想像力を養うこともできる。三宅は、歴史教授の実践的なあり方と生徒が修得可能な学力という点から智力の啓発を論じているわけである。

一方、徳性の涵養については、三宅は歴史の教科内容と結びつけて説明している。「歴史上の事蹟は特に王室と国家にかゝはるもの」が多いので、歴史教育で「忠義愛国の心性を喚び起す」ことが可能である。また、歴史は「人々の行為」について説くところが多いため、「人々の資性徳不徳、凡そ修身の道に干する事」を明らかにすることもできる。

こうした智力の啓発と徳性の涵養という二大目標を掲げた上で、それに関連づけていく形で、三宅は小学校での歴史教育のあり方を具体的に議論していく。まず、「原因結果などの關係を教えるためには、教科書の形式に、従来の「我国歴史の編纂法」である「編年体」のような、「叙記スル所一モ目眼トスルモノナキヲ以テ、事々皆相離レテ互ニ関係スル所少ないものではなく、「事々皆互ニ関係シ、皆開化ナル一大事実ノ下ニ統べ」られている「欧米ノ歴史」の編纂法を採用すべきである。また、そこでとりあげる「事蹟」も、

従来のように「上帝王ノ紀」「忠臣賢者ノ言行、争乱軍事」等でその大部分を塞ぐのではなく、「政治、法律、宗教、文学、技芸等ノ事」や「人民一般ノ風俗人情」にも注意を向けるようにすべきである、と三宅は述べている。そして、教科書の具体的な形式として、頼山陽『日本外史』のように「政ヲ執レル者ノ更迭ヲ以テ時代」を分け、そこに「各時代中二起レル事蹟」と「忠臣、英雄、文人、僧侶等ノ伝、或ハ当時社会ノ有様及ビ風俗」の記述を配置することを提案している。その中でも、「忠臣、英雄、文人、僧侶等ノ伝」は、「道德ノ教ヘ」を示す上でも重要であると考え、徳性の涵養と関連づけてその必要性が語られている。

また、「我国ノ学者、支那ノ学理ヲ用テ動モスレバ古ヲ慕ヒ今ヲ蔑スルノ風」があり、「歴史ヲ論ズル」際にも、「古」を「密」にし「今」を「粗」にすることが多い。しかし、それでは「現在の有様と過去の有様」の比較を十分に行うことができない。それゆえ、「歴史ノ終結ニハ必ず現今ノ有様ヲ詳カニ説」き、「古今世運ノ変遷」と「現時ノ有様ノ万古ニ超ユル所以」を明らかにすべきである、と三宅は述べている。さらに、三宅は、「従来我国ニテハ」「稍高尚ナル歴史本ニ図ノ入リタルモノ」は全くなかったが、「図画」は人物や当時の風俗を想像する助けとなるものであるから、積極的に活用すべきであるとしている。

右の整理からも明らかのように、三宅の「小学歴史科ニ関スル一考案」は、教則綱領の用語を使用しながら、自らの解釈に基づいてその内容を解説しているものであった。三宅は、教則綱領の「古今人物ノ賢否」を授け「尊王愛国ノ士氣」を養成すべきであるという

点を、徳性の涵養の必要性として意味づけ、「王室と国家」のことや「人々の行為」を教えることで、それを実現するとしていた。また、教則綱領における「風俗ノ変更等ノ大要」を授け「沿革ノ原因結果ヲ了解セシメ」るべきだという点を、智力の啓発の必要性和意味づけ、歴史教科書の編纂方法の変更の必要性や歴史教授における図画の積極的活用の有効性などを主張していた。

では、三宅のこうした視点、及び、教則綱領の文言は、同時代におけるどのような議論と関連を有するものであったのだろうか。以下では、その点を儒教主義の言説と文明史の言説という二つの側面から検討し、小学校の歴史教育に関する議論がどのような特徴を持っていたのかを明らかにしていきたい。

II

明治十年代の初等教育に関する議論においては、儒教主義の復活と総称される動向が一つの大きな潮流をなしていた。その発端をなすのが、明治十二年に文部卿寺島宗則や内務卿伊藤博文に内示された「教学聖旨」である。教学聖旨は、明治十一年八月九月の東北・北陸・東海諸地方巡幸における実見に基づいて、明治天皇が述べた教育に関する提言を、侍講元田永孚がまとめたもので、「教学大旨」と「小学条目二件」という二つの項目から成立している。その教学大旨には以下のように記されている。

……晩近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ（中略）品行ヲ破リ、風俗

ヲ傷フ者少ナカラス（中略）維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ（中略）一時西洋ノ所長ヲ取り、日新ノ効ヲ奏スト雖トモ、其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐れ、所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス（中略）故ニ自今以往（中略）専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠実品行ヲ尚トヒ、然ル上各科ノ学ハ、其才器ニ随テ益々長進シ、道德才芸、本末全備シテ、大中正ノ教学天下ニ布滿セシメハ、我邦独立ノ精神ニ於テ、宇内ニ恥ルコト無カル可シ。

現在の社会では「品行」「風俗」の乱れが甚だしい。これは、明治維新以来の教育が、「智識才芸」のみを重視し、「仁義忠孝」を軽んじてきた点に原因がある。そもそも「智識才芸」は「末」であり、教育の「本」は「仁義忠孝」「君臣父子ノ大義」を明らかにすることであり、維新以来の教育はこの本末を転倒している。今後はそうした転倒を正し、「道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠実品行ヲ尚トヒ、然ル上各科ノ学ハ、其才器ニ随テ益々長進」するように教育の方針を改めることで、「我邦独立ノ精神」を堅持すべきである。教学大旨は、「西洋」ノ「我邦」という区分と、「智識才芸」の教育と「仁義忠孝」「君臣父子ノ大義」の教育の区分、すなわち智育ノ德育の区分を重ね合わせ、後者に重点を置くことで「我邦独立ノ精神」を明らかにしよう主張しているのである。

また、教学聖旨の「小学条目二件」の一項目には次のように記されている。「仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ、然トモ幼少ノ始ニ（中略）

培養スルニ非レハ（中略）後奈何トモ為スコカラス、故ニ（中略）古今ノ忠臣義士孝子節婦ノ画像写真ヲ（中略）示シ、其行事ノ概略ヲ説論シ、忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス。初等教育における德育は、仁義忠孝を體現している歴史上の人物の画像を生徒に示し、その言行の意味を説くことで、「忠孝ノ大義」を「脳髓ニ感覺セシメ」る形で行うべきであると述べられているのである。

右のような教学聖旨の理念に沿った教育改革を求められた伊藤博文は、教学聖旨に対する意見書「教育議」を井上毅に起草させ、明治十二年九月に天皇に上奏した。教育議は、その冒頭においては、現在の社会には「制行」「言論」の「敗レ」に起因する「風俗ノ弊」が存在しており、それに対処するには「教育ノ道ヲ慎ムコト」が必要であるという、教学聖旨と同様の見解を提示している。しかし、その各論においては、次のように教学聖旨を批判していく。

まず、「風俗ノ弊」の原因を専ら教育の問題とする教学聖旨に対し、教育議は、それは維新の際の「非常ノ変革」によつてもたらされた「世変」に起因するものであり、「維新以後教育其道ヲ得サルノ致ス所ト為ス」べきではないとしている。また、「国教ヲ建立シテ、以テ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ、而シテ政府ノ宜シク管制スヘキ所ニ非サルナリ」として、教学聖旨が「孔子ヲ主」とした「道德ノ学」の「国教」化を志向しているとみなして批判し、「唯政府深ク意ヲ留ムヘキ所ノ者」は「国体ヲ組織スルノ元素」である「歴史文学慣習言語」を「愛護」せしめることにあると述べている。さらに、教育議は、現今の「政談ノ徒」が「都鄙ニ充」ちている背景には空理な「漢学」があるとし、そうした状況を改めるためには「科

学」を重視した教育を行わなければならない、としている⁷⁾。

教学聖旨・教育議がこうした議論を行った背景には、自由民権運動の活発化に伴った民間、特に青年の政治熱の高まりがあったと考えられる。教学聖旨・教育議が内示された明治十二年は、「自由民権運動が士族中心の運動から脱却し、農工商三民にも呼びかける国民的な運動へと成長する足取りを確実にした画期的な年⁸⁾」であった。

明治十一年九月、それまで活動が休止状態にあった愛国社が再興され、明治十三年三月に開かれた第四回大会において社名を国会期成同盟と改め、国会開設の実現に向けての全国的な請願運動を行うことを決定した。これにより自由民権運動は急速に進展し、その規模を全国的なものにしていくわけだが、こうした民権運動に対抗する要素を公教育の領域にいかにして編成するかという点が、教学聖旨・教育議に共通した問題意識であった。教学聖旨はそれを儒教主義に基づいた徳育に、教育議は科学重視の教育に求めていたわけである。

ただ、教学聖旨・教育議と自由民権運動にはこうした対抗的な面と共に、問題意識を共有している側面も存在していた。それは、教学聖旨・教育議に共通して見られる、「我邦」固有の国家形態、あるいは、「我邦独立ノ精神」を担保する要素をどこに求めるか、すなわち、「不可避的に進行する西洋化の中で、民族国家としての存在証明⁹⁾」をいかにして確立するかという問題意識である。直接的な政治行動ではなく、言論による活動にその運動の範囲を限定しようとしていた、所謂「エリート民権家」が主導したこの時期の民権議院設立論は、「国家の統一と独立の達成という、政府のリーダーたちと同一の

問題関心に導かれながら、しかもそのための不可欠の前提として国民の政治参加すなわち政治的自由権の許容を主張するところから生まれた¹⁰⁾」ものであった。教学聖旨・教育議と自由民権運動は、その主張は異なるものでありながら、「国民的な統一や連帯」「国民の愛国心¹¹⁾」をいかにして確立し、「我邦独立ノ精神」をいかにして広めるかという共通の問題意識を有しており、後に見るように、そうした問題は、当時の文脈においては愛国論として展開されたのである。

さて、教学聖旨と教育議の問題に話を戻すと、教学聖旨に対する批判を展開した教育議に対し、元田永孚は「教育議附議」を起草し、再反論を行っている。そこでは、まず、現在の品行・風俗の乱れに対処するには、「倫理ヲ篤クスルノ教育」や「国体ヲ扶植スルノ教育」が必要であるが、その「要」となるのは結局は教学聖旨が唱える「仁義忠孝ヲ明カニスル」点にあるとし、徳育を重視すべきことが再度主張されている。また、教育議の「国教」化批判に対しては、「聖上陛下、君ト為リ師ト為ルノ御天職ニシテ、内閣亦其人」ある今こそ「国教」を建立するのに最適であり、また、国教を「新タニ建ル」わけではなく、「瓊々杵尊以降、欽明天皇以前」の「天祖ヲ敬スルノ誠心凝結シ、加フルニ儒教ヲ以テシ、祭政教学一致、仁義忠孝上下二アラサル」「古ニ復」するのみであるとしている。さらに、教育議の「科学」重視の主張に対しては、「教育ノ極点ハ、決シテ科学ニ止ルヘカラス（中略）道德経綸ヲ養成シテ、輔相ト為ルノ器量ヲ研磨シ得ヘキヲ以テ、学校ノ本旨」とするべきであると述べている。以上のような教育議附議の内容からは、徳育重視を貫こうとする姿勢と共に、教学聖旨の品行・風俗が乱れているというネガティブな現状

認識が、「古」の理想的な状態との対比で提示されていたことをうかがうことができるだろう。

また、教育議附議では、教学聖旨の理念を実現するために「倫理風俗ニ係ル良善ナル読本」を編纂し、学校教育で用いる必要性が以下のように主張されていた。「西洋ノ修身学」にも見るべき点がないわけではないが、その内容は、結局、「孝経論語孟学庸詩書」を超えるものではない。なおかつ、「西洋ノ修身学」は「君臣ノ義薄ク、夫婦ノ倫ヲ父子ノ上ニ置ク」ような、「我邦ノ道ニ悖ル」部分がある。それゆえ、「四書五経ヲ主トシ、加ルニ国書ノ倫理ニ関スル者ヲ用ヒ、更ニ洋書ノ品行性理ニ完全ナル者ヲ択ヒ取」つて、「良善ナル読本」を編纂すべきである。教学聖旨における西洋ノ我邦の区分、及び、「孔子ヲ主」とした「道德ノ学」の必要性の強調は、こうした「修身学」の内容にも西洋と我邦には差異が存在しており、「西洋ノ修身学」には「我邦ノ道ニ悖ル」部分があるという認識に基づくものでもあった。元田永孚を中心とした宮中派は、右のような教育議附議の言葉を裏付けるべく、修身書『幼学綱要』全七冊を編纂し、明治十五年に天皇の「頒賜ノ敕諭」と共に全国の学校に下賜した。⁽¹³⁾

『幼学綱要』の「例言」には、それが「専ラ幼童初学」を対象とし、「彝倫道德ノ近切ナル者ヲ採リ。先入主ト為リテ。心術ノ基礎ヲ立」てることを目的として編纂されたことが記されている。本文に目を移すと、その全体は徳目に応じて二十篇に分けられ、各篇は、冒頭に徳目の大綱が記され、続いてそれに対応する「論語」「大学」「中庸」「孟子」等の経書の言葉が引用され、その後日本と中国の善事美談が例話としてそれぞれ五〜十話程度掲載されるという構成に

なっている。徳目は、儒教において五倫（父子・君臣・夫婦・長幼・朋友）と称される人間関係に必要とされる、「孝行」「忠節」「和順」「友愛」「信義」を筆頭に、「勤学」「立志」「誠実」「仁慈」「忍耐」「貞操」「敏智」「剛勇」「識断」等が掲げられている。例話では、日本のものに限ると、神武・仁徳・醍醐といった天皇、武内宿禰・菅原道真・源義家・平重盛・楠正成・北条泰時・上杉謙信・加藤清正・豊臣秀吉・徳川家康といった朝臣や武将、林羅山・荻生徂徠・伊藤仁斎といった文人などがとりあげられている。⁽¹⁴⁾

その第二篇「忠節」の冒頭には次のように記されている。

宇内万国。国体各々異ナリト雖モ。主宰有ザルノ民無シ。凡ソ人臣タル者。其君ヲ敬シ。其国ヲ愛シ。其職ヲ勤メ。其分ヲ尽シ。以テ其恩義ニ報ズルヲ以テ常道トス。況ヤ万世一系ノ君ヲ戴キ。千古不易ノ臣民タル者ニ於テヤ。故ニ臣ノ忠節ヲ子ノ孝行ニ並ベテ。人倫ノ最大義トス。

先に検討した教育議附議では、「西洋ノ修身学」が「我邦ノ道ニ悖ル」理由の一つとして、「君臣ノ義」が「薄」いという点があげられていた。ここではそれを裏返しにした認識が語られており、我邦には、「万世一系ノ君ヲ戴キ。千古不易ノ臣民タル」という、他の国には見られない永続的な君臣関係が存在しており、そこにある「義」こそが我邦の「国体」の基軸であるとされているのである。そして、右の引用部の「万世一系」「千古不易」といった用語からは、儒教主義の言説が、国体イデオロギーに基づく儒教倫理の再編を志向する

ものであったことをうかがうこともできるのである。¹⁵⁾

また、五倫の徳目の一つである「忠節」を、「国」への「愛」や「君」への「報」「恩」から意味づける『幼学綱要』の引用部のような説明からは、右で指摘した儒教倫理を再編しようとする志向と共に、「我邦独立ノ精神」をいかにして担保するかという当時の愛国論の文脈における、儒教主義の立場をうかがうことができる。その特徴は、羽賀祥二が指摘しているように、「愛国」が「孝と並ぶ人倫の徳目としての「臣ノ忠節」に包みこまれ」、「忠節」が「恩への報謝の観点から評価」されている点にある。そうした「恩の論理によって忠君を掲げ、愛国を忠君に埋没させる忠君愛国論」が、愛国思想という点から見た儒教主義の特徴であり、それは、後に見る自由民権運動や文民政治の視点から提示される愛国論と対立的な内容を持つものであった。

以上の検討を踏まえて、教学聖旨、教育議附議、『幼学綱要』からうかがえる儒教主義のあり方をまとめるならば、西洋／我邦、智育／德育、今／古という区分に基づいて、德育を重視した教育を通して古の理想的な状態を復元し、「恩の論理によって忠君を掲げ、愛国を忠君に埋没させる忠君愛国論」によって、「我邦独立ノ精神」を明らかにすることを志向するものとなるだろう。

こうした儒教主義の方針は、教学聖旨が教育令から改正教育令へという教育方針・制度の転換期に内示されたこともあり、小学校教育のあり方に一定の影響を与えた。その影響は特に修身・德育の重視として表れた。具体的には、教育令では小学校の教科の末尾に置

かれていた修身が、改正教育令では教科の冒頭に置かれたこと、明治十四年六月に公布された「小学校教員心得」で道徳教育の重要性が強調されたことなどがある。また、明治十三年六月には地方事務局に取調掛が設けられ、各府県の小学校教則に記載されている教科書の適否が調査され、「民権を主張し共和政治を説いた政治関係のもの」や「西洋倫理を説いた（中略）翻訳修身書」などの欧米の近代文化を紹介した啓蒙書・翻訳書は、「日本の伝統的な思想や風俗に反するものとして多数禁止せられ、小学校教科書からその姿を消すに至った」ことも、儒教主義の影響と考えることができる。¹⁶⁾

先に引用した教則綱領の歴史の教授要旨も、そうした儒教主義の影響を受けて公布されたものであった。教則綱領公布当時、文部省では教育改革に関わる条文の原案ができると、まず天皇の内覧に供して、その御沙汰を受けることとなっていた。教則綱領の原案も内奏され、教則編成の主任官であった江木千之に対して、歴史の教授要旨の文言に関する内旨があった。それは、従来我が国の歴史の書は戦争の事を以て充たされているものが多いが、国民に乱を思わせる恐れがあるのでないか、そして、建国の体制と古の王政の時代の治績にもう少し言及すべきではないか、というものであった。文部省ではこうした内旨に基づいて条文を修訂し、原案で平氏源氏の争乱と記されていた箇所は「源平ノ盛衰」に、南北朝の乱は「南北朝ノ兩立」に、維新の乱は「王政復古」に改め、「仁徳天皇ノ勤儉延喜天曆ノ政績」といった項目が新たに加えられることとなったのである。¹⁷⁾

また、三宅米吉の「小学歴史科二関スル一考案」と儒教主義の議

論を比較すると、両者は、初等教育を智育―徳育という区分から考察している点、及び、徳育における「修身の道に干する事」の必要性への視点を共有していると言える。また、「小学歴史科二関スル一考案」における図画の積極的活用⁽¹⁾の提言は、幼い頃から「忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメ」ることを要請する教学聖旨の文言を背景としたものであったと考えることができるだろう。

ただ、教則綱領と「小学歴史科二関スル一考案」のどちらも、こうした儒教主義の影響からだけでは捉えきれない、もう一つ別の文脈との関連において成立しているものであった。次節ではその点を見ていくことにしたい。

III

教則綱領および「小学歴史科二関スル一考案」と結びついている第二の文脈は、福沢諭吉『文明論之概略』に代表される、文明史的な認識である。

『文明論之概略』で福沢は伝統的史観への批判を通して文明史的な視点の重要性を説いている。⁽²⁾その際に伝統的史観と共に批判されていたのが儒教主義的な言説であった。

福沢は、文明とは「一国人民の智徳を外に顕はしたる現象」であり、それを分析するには「其国を制する気風」を察することが肝要であるとする。そして、「其国を制する気風」を把握するためには、「西洋の語にて「スタチスク」と名く」方法や事象の「働の原因」を分析する方法を用いて、「天下の人心を一体に視做して、久しき時限

の間に広く比較して、其事跡に顕はるゝものを証⁽³⁾することで、「人心の働」を検討することが必要である、と述べている。

福沢はこうした視点を歴史事象の分析にも適応していく。歴史の「治乱興廃も亦一般の智徳に關係するもの」であり、「大勢の動くに当て、二、三の人物国政を執り天下の人心を動かさんとするも決して行はる可きことに非ず。(中略)古より英雄豪傑の世に事を成したりと云ふは、其人の技術を以て人民の智徳を進めたるに非ず、唯其智徳の進歩に当てこれを妨げざりしのみ」である。福沢は、歴史の動因を治者や英雄豪傑の心術行動に求める伝統的史観を批判し、統計学や因果関係の分析の導入によって、「人心の働」の「定則」性という観点から歴史事象を捉える、文明史的視点の必要性を主張しているのである。

また、福沢は『文明論之概略』で次のように記している。

都てこれまで日本に行はるゝ歴史は唯王室の系図を詮索するもの歟、或は君相有司の得失を論ずるもの歟、或は戦争勝敗の話を記して講釈師の軍談に類するもの歟、大抵是等の簡条より外ならず。稀に政府に關係せざるものあれば仏者の虚誕妄説のみ、亦見るに足らず。概して云へば日本国の歴史はなくして日本政府の歴史あるのみ。

従来の日本の歴史は「日本政府」という社会の一部の動向を対象とするものでしかなかった。今後は、「一国人民の智徳」に着目する文明史的視点に基づいて、社会全体の動向を対象とする歴史が書か

れるべきである、と福沢は述べているのである。

以上のように、明治前半期の文明史的な視点においては、歴史の動因を治者や英雄豪傑の心術行動に求める史観や、「日本政府」という社会の一部にしか目を向けない歴史記述が批判されていた。それに代わるものとされていたのが、社会全体の動向を対象とし、統計学・因果関係の分析・事象間の比較などを使用する歴史記述であった。教則綱領における「風俗ノ變更等ノ大要」を授け「沿革ノ原因結果ヲ了解セシメ」るべきだという文言、及び、三宅米吉「小学歴史科ニ関スル一考案」における、「智力」の「啓発」の必要性の主張、「編年体」への批判、「政治、法律、宗教、文学、技芸等ノ事」「人民一般ノ風俗人情」への言及などは、こうした文明史的な視点と連動するものだったのである。

さて、『文明論之概略』の議論に戻ると、その文明史的な視点は、「古を慕」い、「野蛮の太平」を是とする「儒学」への以下のような批判を伴うものでもあった。儒学は「我國に於て今日に至るまで此文明を致したることなれども（中略）古を慕ふの病を免かれ」ていない。「人間の学問は日に新に月に進むものである。しかし、儒学は「己が精神をば挙て之を古の道に捧げ、今の世に居て古人の支配を受け、其支配を又伝へて今の世の中を支配し」ようとするとするものであり、「人間の交際に停滞不流の元素を吸入せしめたる」と言うべきである。福沢は儒学をそのように批判していた。

その上で、福沢はさらに次のように付け加えている。

元来孔孟の本説は修心倫常の道なり。畢竟無形の仁義道德を論ずるものにて、之を心の学と云ふも可なり。道德も純精無雜なれば之を軽んず可らず。一身の私に於ては其功能極て大なりと雖ども、徳は一人の内に存して、有形の外物に接するの働あるものに非ず。故に無為渾沌にして人事少なき世に在ては人民を維持するに便利なれども、人文の開るに従て次第に其力を失はざるを得ず。然るに今内に存する無形のものをして外に顯はるゝ有形の政に施し、古の道を以て今世の人事を処し、情実を以て下民を御せんとするは、惑溺の甚しきものと云ふ可し。

これは、「儒教的な政教一致思想」への批判、すなわち、「徳治主義と仁政主義が、個人道德と政治との混同によるモラリズムの「惑溺」に陥ること」の指摘であるわけだが、福沢はそうした思想を基礎づけている儒教的「徳」に「智」を対置する。引用部とは別の箇所、福沢は「孔孟の本説」がいまだ効力を有していた「無為渾沌にして人事少なき世」を、「人間の交際を支配するものは唯一片の徳義のみ」である「野蛮の太平」と言い換えている。そして、「人文の開る」文明の社会においては徳義も必要ではあるが、それよりも「人に伝ること速にして其及ぶ所広」く、その働きの「日に進て際限あることな」い「智恵」の「領分」を押し広めていくことが何よりも重要であるとしている。

このように福沢の文明史的な視点には、「古を慕」い、「徳義」のみを重んじる儒教に対する批判が含まれていた。そこから次の二つの点が指摘できる。第一に、「小学歴史科ニ関スル一考案」で三宅米

吉が、「比較」力との関連で、「古」よりも「今」を重視すべきであるとしていたのは、「古を慕う」ことを批判する文明史的な視点と連関するものと捉えることができる点である。第二に、「小学歴史科ニ関スル一考案」と教学聖旨に共通して見られた智育―徳育という図式と並行的な、智恵―徳義という図式を文明史的な視点も共有しており、「孔子ヲ主」とした徳育と「西洋」の「文明」に基づいた智育のいずれに重点を置くかで、儒教主義と文明史的な視点对立的な点である。そして、この対立は、教学聖旨が言及していた「我邦独立ノ精神」に関する議論にもつながるものであった。この「我邦独立」の問題については、『学問のすゝめ』第三編「一身独立して一国独立する事」で端的にまとめられているので、そこでの論述を確認した上で、『文明論之概略』の記述を見ることとしたい。

「一身独立して一国独立する事」で、福沢は「孔子様の流儀」を次のような議論としてまとめる。「民はこれに由らしむべしこれを知らしむべからず（中略）智者上^{かみ}に在つて諸民を支配し上の意に従わしめて可なり。これに従うと、一国はほんの一握りの「智者」と、大勢の「無智の小民」によつて構成されることとなる。現に「もとの国の人民、主客の二様に分れ、主人たる者は千人の智者にて、よきように国を支配し、その余の者は悉^{すべて}皆何も知らざる客分」であるという状態であつた。そうした状態においては、国内は「安穩に治まる」かもしれないが、「外国と戦争などの事」があると、「無智無力の小民」は「我々は客分のことなるゆえ一命を棄つるは過分なり」と逃げ走る者が多いであらう。「さすればこの国の人口、名は百万人なれども、国を守るの一段に至つてはその人数甚だ少なく、迎

も一国の独立は叶^{かな}い難きなり」。ゆえに、「外国に対して我国を守らんに、自由独立の氣風を全国に充滿せしめ、国中の人々貴賤上下の別なく、その国を自分の身の上に引き受け（中略）その国人たるの分を尽くすよう改めていかなければならない。福沢は、「野蠻の太平」の時代の社会構造を「人民」が「主客」に二分化されていた状態とし、それを維持する上で儒教主義の教えが一定の役割を果たしていたとする。しかし、「外国」との関係で国の「独立」を考えざるを得ない文明の社会においては、「国中の人々」が「その国を自分の身の上に引き受け」る意識を持つことが不可欠であり、「人民」が「主客」に分かたれているようでは「国を守る」ことはできない、と福沢は主張していた。こうした文明の社会における「一国の独立」という観点から、福沢は、「野蠻」の時代の社会構造と、それと不可分なものである儒教主義を批判していたのである。

こうした主張は『文明論之概略』では次のような形で表現されている。「国体を保つとは自国の政權を失はざることなり。政權を失はざらんとするには人民の智力を進めざる可らず。（中略）智力發生の道に於て第一着の急須は、古習の惑溺を一掃して西洋に行はるゝ文明の精神を取るに在り。（中略）西洋の文明は我国体を固くして兼て我皇統に光を増す可き無二の物なれば、之を取るに於て何ぞ躊躇することとをせんや」。教学聖旨は、「西洋ノ所長ヲ取」る智育よりも、「孔子ヲ主」とした徳育に重点を置くことで「我邦独立ノ精神」を明らかにするよう主張していた。これに対して、福沢は、「孔子様の流儀」に基づく「古習の惑溺」を一掃し、「西洋」の「文明の精神」を取ることで「一国の独立」を図ることが最も重要であるとしていた

のである。

こうした福沢の観点は、自由民権運動の中で展開された「自主独立」を前提とする「愛国」の倫理⁽²⁵⁾へと受け継がれていく。第Ⅱ節でも指摘したように、言論による政治運動を重視した「エリート民権家」と称される人々は、政府と人民の権利・義務関係を法制度的に確立することが、人民の自主独立を実現する上で最も重要であると考え、独立した諸個人が愛国心を共有して一国を支える状態を国家の理想的なあり方と想定していた。そして、それを可能にするのが、国政への参加権の獲得と国会の設立であると考えていた。民権家の愛国論は「個人の意志を国会という制度を通じて国民の意志化する」という政治的な連続性を内容として有していた⁽²⁶⁾のであり、国政参加権や国会を「愛国心の源泉」になるものと想定していたのである。こうした民権家の愛国思想は、個人の「自主独立」を起点として愛国の問題を論じている点で、福沢の議論と共通していた。

また、右のような個人の「自主独立」を強調する愛国論と共に、この時期の愛国論の主要な論調として、「尽忠」⁽²⁷⁾を措いて「報国」をすすめる、「忠君」をいわずして「愛国」を論ずる⁽²⁸⁾ものをあげることもができる。例えば、明治初期の文明史の代表的な著作「日本開化小史」の著者である田口卯吉は、「時勢論」において、「封建ノ社会」から「郡県ノ社会」へと変化した現在の「我国」において、「社会ノ情勢ヲ支配スルモノ」は何かという問いを自ら設定した上で、次のように答えている。

往日ニ当リテ忠不忠等ノ文字ヲ以テ人心ヲ勸懲シタル所ハ現時ハ国利国恩若クハ国安妨害等ノ文字ヲ以テ代用セリ商社ヲ立ツルモノハ曰ク国益ヲ計ルナリ」(中略)演説スルモノハ曰ク政令此ノ如キハ国家ノ不利ナリ」(中略)凡ソ社会ノ問題皆ナ国事ニ関係セザルナシ夫レ国ハ民ノ集マル所ニシテ国利ハ民利ノ帰スル所ナリ故ニ天下之ヨリ至緊至重ナルモノナシ

「往日」は「忠不忠」が価値判断の拠り所であつたが、「現時」は「国事」がその位置を占めている。田口はそうのように現状を分析した上で、そうした状況において必要なのは、「国会」を開設して「輿論ヲ容ル」ノ制度」を確立すること、そして、「勤王ノ心ト愛国ノ心トヲシテ常ニ相連結シテ離ル能ハザラシ」め、「日本国」と「王室」という「我国ノ二大要素」を確固たるものにするものであると述べている。「往日」の「封建ノ社会」から「現時」の「郡県ノ社会」へとこの社会組織の変化に即して、「輿論を反映する新しい制度を設立することの必要」と、「忠」から「勤王」「愛国」へとこの徳目の変換の必要性を田口は主張していたのである。後者の徳目の変換の必要性に関する田口の主張は、文明史的な視点からの儒教主義に対する福沢の批判とその構図が共通しており、その意味で、文明史的な愛国論と称することができる内容をも有するものであつた⁽²⁹⁾。

さて、以上のような民権家の愛国思想や文明史的な愛国論を踏まえると、それらが、個人への意味づけと「忠」と「愛国」の関係性という点において、儒教主義の愛国論と対立的なものであつたことが分かる。すなわち、儒教主義の愛国論では、「君」の「恩」への報

謝という点から、個人が「臣」として位置づけられ、「忠」の中に「愛国」が埋没させられていたのに対して、民権家の愛国思想では、法制度的な権利・義務関係に基礎付けられた「自主独立」の精神を有した個人が前提とされ、文民政的な愛国論では、「忠」から「愛国」への徳目の変換の必要性が主張されていたのである。

結

さて、以上の検討から明らかなように、小学校の歴史教育に関する議論は、儒教主義の言説と文民政的な言説の振幅の狭間に置かれていた。儒教主義と文民政的な認識は、我邦―西洋、徳―智、古―今の関係性、及び、愛国論の立論方法において対立的であつたわけだが、小学校の歴史教育に関する議論においては、そうした対立的な要素が棲み分けられる形で共存していたのである。教則綱領では、儒教主義の影響は教学聖旨が示した方針に沿うようにその文言が変更された点に、文民政の影響は「風俗ノ変更等ノ大要」「沿革ノ原因結果」「尊王愛国」といった文言に見ることができる。また、三宅米吉「小学歴史科二関スル一考案」では、儒教主義の影響は、歴史教育の目的として「徳性」の「涵養」があげられている点や、養成すべき徳目として「忠義」があげられている点などに見ることができる。一方、三宅の論説における文民政の影響は、歴史教科書の編纂に「欧米ノ歴史」の方法を採用すべきであるとしている点などに見ることができる。

小学校の歴史教育に関する議論の特徴は以上のようにまとめるこ

とができるわけだが、そこで注意すべきなのは、儒教主義と文民政の影響の差異だろう。すなわち、そこでの文民政の影響が直接的なものであるのに対して、儒教主義の影響下にあるとみなされる要素が、儒教主義そのものではなく、文民政と共存可能な形で組み換えられて提示されている点である。それを最もよく示しているのが、三宅米吉が提示する「忠義」と「愛国」を同列に置く徳目であるだろう。こうした文民政と共存可能な形で提示される、儒教主義とも親和性を有する徳性への着目を、文民政と対立的な儒教主義と区別して、本論では「徳」の言説と名付けてみたい。いま、その名称を用いてもう一度、教則綱領や三宅米吉の論説を見るならば、その特徴は、「徳」の言説と文民政的な言説の結合にあると言うことができるだろう。そして、三宅米吉の論説に特に明確に表れている点であるが、「徳」の言説と文民政の言説は、「忠義愛国」を体现する「忠臣」や「英雄」といった過去の人物への着目と、「開化ナル一大事実」「原因結果などの関係」「人民一般ノ風俗人情」といった歴史を編纂する際の方法や視点というように、棲み分けられる形で共存していたと考えることができる。歴史の分析・記述という枠組みの部分では文民政の言説に、過去の人物をいかに表象し意味づけるかという部分では「徳」の言説にと、役割分担が可能な形で両者は共存していたのである。歴史という教科のあり方と密接に結びつく形で生じた、こうした儒教主義と文民政の共存こそが、この時期に固有の、見落とすことのできない重要な事柄であつたのである。

明治十年代の「歴史」の問題系は、その思想的背景は全く異なるものでありながら、いくつかの点で議論を交錯させていた、儒教主

義と文明史という対立的な二つの言説と、その二つの言説を折衷した『文明史の言説十徳』の言説』によって構成されていたとまとめることができるだろう。では、こうした三つの言説はその後どのように展開していったのであろうか。その詳細に関しては稿を改めて論じることにはしたが、『文明史の言説十徳』の言説』について簡単に触れておくならば、それは、藤田茂吉『文明東漸史』、島田三郎『開国始末』、そして、尾崎行雄『経世偉勲』といった、明治十年代後半～二十年代前半にかけて登場してくる、文明史的な視点からの過去の人物の表象を試みたテキストとして具体的に展開され、その中で、儒教主義とは異なる、文明史に固有の徳性や人物表象の技法をいかにして確立するかという点が、一つの主題として浮上してくることになるのである。³⁰⁾

(注)

- (1) 『学制百年史』(帝国地方行政学会、一九七二年)。明治初年～十年代半ばの教育政策については、土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』(講談社、一九六二年)、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』(東京大学出版会、一九六五年)、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』(講談社、一九七一年)、森川輝紀『教育勅語への道 教育の政治史』(三元社、一九九〇年)などを参照。また、その時期の教科書のあり方については、『近代教科書総説』(『日本教科書大系近代編 修身(一)』講談社、一九六一年)を参照。

- (2) 注(1) 森川前掲書。
 (3) 小学校教則綱領第十五条。引用は『法令全書 明治十四年』(博聞社、明治二十三年)による。
 (4) 海後宗臣『歴史教育の歴史』(東京大学出版会、一九六九年)、『東京茗溪会雑誌』十一号～十四号。引用は日本近代思想大系13『歴史認識』(岩波書店、一九九一年)による。
 (6) 引用は『教育勅語渙発関係資料集』第一巻(国民精神文化研究所、一九三九年)による。
 (7) 教育議の引用も注(6)前掲書による。なお、教育議には、本論中で指摘した『幼学綱要』にも見られる、国体イデオロギーが一定程度混入していると考えられる。教育議における国体イデオロギーのあり方については、山室信一『天皇の聖別化と国「教」論』(『近代日本の知と政治——井上毅から大衆演芸まで——』木鐸社、一九八五年)を参照。
 (8) 遠山茂樹『国権のための官民調和』(『福沢諭吉——思想と政治との関連——』東京大学出版会、一九七〇年)。こうした自由民権運動の転換に関しては、遠山茂樹『自由民権運動における土族的要素』(『歴史評論』六号、一九四七年五月、後に『遠山茂樹著作集』第三巻、岩波書店、一九九一年に所収)、松尾章一『自由民権運動期の天皇論』(『増補・改訂 自由民権思想の研究』日本経済評論社、一九九〇年)なども参照。小股憲明『国民像の形成と教育』(『国民文化の形成』筑摩書房、一九八四年)。
 (9) 松本三之助『自由民権の思想』(『明治思想史 近代国家の創』

設から個の覚醒まで』新曜社、一九九六年。

(11) 注(10) 松本前掲書。

(12) 教育議附議の引用も注(6) 前掲書による。教学聖旨—教育議—教育議附議については、注(1) 前掲書とともに、石田雄「家族国家」観の形成」(『明治政治思想史研究』未来社、一九五四年、注(7) 山室前掲書なども参照。

(13) 『幼学綱要』の編纂過程及びその下賜状況の実態については、矢治佑起「『幼学綱要』に関する研究——明治前期德育政策史上における意味の検討——」(『日本の教育史学』第三十三集、一九九〇年十月)を参照。

(14) 『幼学綱要』の引用は『幼学綱要 全』(日本精神文化振興会、一九三五年)による。

(15) 儒教主義の言説による儒教倫理の再編については、久木幸男「明治儒教と教育——一八八〇年代を中心に——」(『横浜国立大学教育紀要』第二十八集、一九八八年十月)を参照。

(16) 羽賀祥二「明治前期における愛国思想の形成——敬神愛国思想を中心として」(注(9) 前掲「国民文化の形成」)。明治前期の愛国思想の概要については、注(12) 石田前掲書、石田一良「明治の精神と国民道德の形成」(『日本思想史講座』6、雄山閣、一九七六年)を参照。両者は、当時の愛国思想の展開を、近代倫理としての「愛国」と封建倫理としての「忠君」の対立・葛藤という点から分析し、教育勅語が矛盾した要素を有する両倫理を統一したという図式を提示している。

注(16) 羽賀前掲論文。

(18) 注(1) 前掲「近代教科書総説」。

(19) 注(1) にあげた多くの先行研究が指摘するように、教学聖旨に象徴される儒教主義は、自由民権運動に対する明治政府

の思想的根拠であり、明治二十三年の教育勅語へとつながるものであった。ただ、教育議—教育議附議論争からも分かるように、明治十四年前後は、政府内部にも儒教主義に対する意見の相違があり、その影響力を過大視することは適切ではないだろう。注(1) 前掲書の中には、教育令の自由主義的な文教政策から改正教育令の中央集権的文教政策への転換を、官僚統制の強化による自由民権運動への対抗という点から意味づけ、教学聖旨をはじめとする儒教主義の前景化と関連づけているものもある。しかし、小股憲明が指摘しているように、「教育における儒教主義の復活と称される事態」は、「教育全般についてはなく主に修身科の領域に生起した事柄」であり、「他の領域においては学制以来の開明路線がひきつがれ」とみなすべきであろう(注(9) 前掲論文)。また、福井淳が指摘しているように、当時の文部官僚の多くが民権結社である嚶鳴社の社員であり、改正教育令起草の実質的な責任者が、当時民権家の代表の一人とされていた、島田三郎であったことにも留意する必要がある。島田は、教育を受けさせることには干渉の性質が含まれており、普通教育は自由に放任すべきではないとする「干渉教育」論を唱えており、改正教育令の文教政策はそうした立場から推進されたものであった。当時の民権家の中にもこうした干渉教育論を主張す

る者は決して少なくなかったのであり、その点から考えても、自由民権運動と改正教育令の文教政策を単純に対立させる図式には無理があると言えるだろう。改正教育令への島田三郎の関わりについては、福井淳「嚶鳴社員官吏と『改正教育令』——島田三郎を中心にして——」（『歴史学研究』一九八四年十一月、第五三五号）、自由民権運動における干渉教育論については片桐芳雄『自由民権期教育史研究——近代公教育と民衆——』（東京大学出版会、一九九〇年）を参照。

小学校教則綱領の歴史の教授要旨の原案に対する天皇の内旨とその変更箇所については、注（一）海後・稲田前掲書、注（４）海後前掲書を参照。

『文明論之概略』（明治八年）、引用は岩波文庫版（一九三二年）による。福沢の文明史的な視点については、小沢栄一「啓蒙史学の成立」（『近代日本史学史の研究 明治編——一九世紀日本啓蒙史学の研究——吉川弘文館、一九六八年）、遠山茂樹『学問のすゝめ』と『文明論之概略』（注（８）前掲「福沢諭吉」、丸山真男『文明論之概略』を読む上・中・下（岩波新書、一九八六年）などを参照。

注（21）丸山前掲書（中）。

ただし、福沢の儒教主義批判が年を経るに従い変化していったことに注意しなければならない。安川寿之輔は、福沢の道徳問題への発言が集中的に見られる時期として、①『学問のすゝめ』Ⅱ『文明論之概略』に代表される初期の積極的な啓蒙期、②「一八八〇年代前半の文部省による儒教主義教育の復

活に反対の意向を表明した時期」、③「一八八九（明治二二）年の一年間」、④「一八九七（明治三〇）年以後の福沢の最晩年の時期」を挙げ、①とそれ以降の間に見落とすことのできない切斷があると指摘している。安川によれば、①の時期には「従順屈伏」の人民が「一身独立」することを第一の課題」とし、「道徳」を「知識の問題」に還元する立場を福沢はとっていた。しかし、②以降は、「従順屈伏」の人心に依拠して政治を運営していく方向を志向する」ようになり、儒教主義批判の内実を変化させていく。安川の要約に従えば、②③④の時期における「福沢の儒教主義反対論」は、「モラルとしての儒教主義を原則として否定せず、その中身の忠孝を主体的な忠孝にくみかえ、経書の修正増補で、現実の国際情勢にも対処できる」とし、同時に、「国家存亡の緊急の場合には、封建的な忠孝のモラルを伝家の『宝刀』として抜きうるよう、日常的に準備しておくこともとめ」るものへと変質していった。安川寿之輔「福沢諭吉の教育論」（『増補 日本近代教育の思想構造 福沢諭吉の教育思想研究』新評論、一九七〇年）を参照。なお、本論では、儒教主義と文明史との対立点を明らかにするために、①の時期に限定して福沢の儒教主義批判をとりあげている。

全十七編、明治五年二月～明治九年十一月。第三編は明治六年十二月、引用は岩波文庫版『学問のすゝめ』（一九九二年）による。

注（16）石田一良前掲論文。ただし、福沢は政治運動として

の自由民権運動に対しては、それが政府の権利の委譲を要求するものに過ぎず、人民の領分を拡大することにつながっていない、などの理由で批判的であった。福沢の民権運動に対する批判に関しては、遠山茂樹「国会論から土族論へ」(注(8))前掲『福沢諭吉』、安川寿之輔「福沢諭吉の近代社会観」近代的人間像——近代日本におけるナショナリズムと教育——(注(23))前掲書を参照。

(26) 注(16) 羽賀前掲論文。

(27) 注(16) 石田一良前掲論文。

(28) 『自由新聞』明治十五年七月十四日、八月六日、全十三回。福沢と田口の愛国論は、本文で言及した文明的な視点に基づくものであると同時に、彼らの経済論とも密接に結びついているものであった。飯沼二郎が指摘しているように、福沢と田口は、「経済的自己責任および自由放任の原則」を徹底させるよう主張する、「自由主義経済思想」を有していた(「明治二〇年代の経済思想」『明治前半期のナショナリズム』未来社、一九五八年)。それゆえ、彼らが唱える「自由」や「自主独立」とは、個人あるいは国家の、経済的なレベルでの自立を含意するものであり、彼らの愛国論も、同時代の保護主義経済論に立つ人々からの、自由主義経済思想は国家を無視するものだという批判に対する応答という側面を持つものでもあった。こうした福沢・田口の経済論と愛国論の関連の詳細については、稿を改めて論じることにはしたい。

(30) 文歴史的な認識に基づく人物表象の問題の詳細については、

附記

以下の拙稿を参照いただきたい。「島田三郎『開国始末』井伊掃部頭直弼伝——歴史・伝・小説」前・後(『国語国文研究』第百二十二号、二〇〇二年十一月・第百二十三号、二〇〇三年一月)、「明治二〇年前後の『歴史』と『小説』——尾崎行雄『経世偉勲』と末広鉄腸『雪中梅』を中心に——」(『日本文学』第五十二号、二〇〇三年九月)。

引用は原則として旧字を新字に改め、ルビ等は適宜省略した。なお、本論は日本文化研究センターにおける共同研究会「出版と学芸ジャンルの編成と再編成——近世から近現代へ」での口頭発表「現実を投影／構成する演劇——明治十年代における演劇の言説と諸ジャンルの再編」(二〇〇三年十月十九日)の一部を活字化したものである。会場の内外において貴重な御教示を賜ったことを記して御礼申し上げたい。

(よしおかりょう)